

# オランダ年金制度についての解説

日本女子大学大学院 廣瀬真理子

オランダの公的年金制度を代表する一般老齢年金（AOW）の特徴は第1に、全住民を対象とした国民保険制度に一本化されていることである。第2に、制度が社会の連帯性を保つという理念に基づいていることから、保険料は加入者の所得比例拠出であるが、給付額は一律で、65歳から支給が開始される。第3に、年金の財政システムは賦課方式を探っており、保険料は国税庁が徴収した後、政・労・使の代表からなる社会保険銀行の監督の下に管理される。第4に、年金の財源は加入者からの拠出のみによって賄われており、国庫補助は1985年現在で拠出総額のわずか1%に止まっている。そして第5に、年金額は最低賃金指標に基づいて決められる。また、1970年より年金給付に加えて、休暇手当が支給されている。休暇手当は、年金受給者も夏の休暇を楽しめるようにという配慮から始められたが、それは毎年5月に支給される。

この他に被用者を対象とした所得比例年金として、産業年金、企業年金がある。独自の企業年金を設けている会社は、産業年金に加入する必要はない。産業年金へは労使が折半で拠出を行い、企業年金は使用者が拠出している。オランダでは、現在被用者の約85～90%がこの職域年金制度に加入している。また、1972年より

一部の自営専門職者（一般開業医、助産婦など）を対象とした専門職年金が設けられている。昨今では、一般老齢年金の給付額が低迷していることから、それを補うために産業年金、企業年金、ならびに専門職年金の役割が重要になっている。

最近の年金制度の改革について簡単に触れておけば、まず婦人の年金権が最近になって確立されたことがある。1978年のEC協議会で社会保障給付の男女平等が唱えられたのを機に、オランダでは1985年に既婚婦人にも個別の年金権が認められるようになった。（それまでは、年金給付の対象者は稼得者としての既婚男性と単身者に限られていたため、夫が妻より年下の場合には、夫が65歳になるまで年金の受給を待たなければならなかった。）

一方で、給付を受ける世帯の概念が変わった。1988年4月より、それまで個別に単身者用給付が適用されてきた「同居するカップル」はその後「婚姻者」と見做されるようになり、カップル用の給付額が支給されるようになった。単身者の給付額を二人分合わせるより、カップル用の給付額の方が低額になるので、今後、同居する場合に年金総額が減らされることになる。この措置は、同性の同居についても適用される。